

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
パラオ	カヤンゲル州漁業施設改善計画 のための贈与に関する日本国政 府とパラオ共和国政府との間の 交換公文	カヤンゲル州漁業施設改善計画を実施するために必 要な 1.水路の浚渫並びに棧橋及び関連施設の改修に必要な 生産物及び役務の供与 2.車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 3.上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	487,000千円 H15.2.6まで	H14.2.7 コロール で (同日)	長谷川恵一在パラ オ臨時代理大使 デミール・シユム ル国務大臣	H14.8.26 367号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

パラオとの無償資金協力取極一覧